

# 官報

号外 昭和三十八年五月九日

## 第四十三回 衆議院會議録 第二十一号

昭和三十八年五月九日(木曜日)

議事日程 第十九号

昭和三十八年五月九日

午後二時開議

第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

議員石村英雄君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈すること

の件(議長発議)  
佐藤榮作君の故議員石村英雄君に対する追悼演説

裁判官訴追委員の選挙  
裁判官訴追委員の予備員の選挙

篠田国務大臣の都内における幼児營利誘ひ事件及び埼玉県下における女子高校生殺害事件についての発言及び質疑

日程第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時二十四分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

議員石村英雄君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その文案は議長に一任するの件(議長発議)

○議長(清瀬一郎君) 御報告いたすことがございます。

議員石村英雄君は、去る四月二十四日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

つきましては、同君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈したいと存じます。なお、この文案は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

つきましては、議長の手元において起草いたしました文案を朗読いたします。

〔議員起立〕  
衆議院は多年憲政のため尽力された議員石村英雄君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます。

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

佐藤榮作君の故議員石村英雄君に対する追悼演説

○議長(清瀬一郎君) この際、弔意を表するために、佐藤榮作君から発言を求められております。すなわち、これを許します。佐藤榮作君。

〔佐藤榮作君登壇〕  
○佐藤榮作君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員石村英雄君は、かねて九段坂病院において病氣御加療中のところ、去る四月二十四日夕刻逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

ここに、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼のごとばを申し述べたいと存じます。(拍手)

石村君は、明治三十六年九月、山口市大蔵に生まれました。大正十五年、東京帝國大学経済学部を卒業後、直ちに中外商業新報社に入社し、経済部の記者として勤務するかわら、内外の経済情勢、財政金融の調査研究に努められました。石村君が後年財政金融の権威者としてすぐれた識見を示されたその素地は当時つちかわれたものと存じます。

石村君は、激しい新聞記者生活の中にあつて、純真な青年の情熱を傾けて社会労働運動に参加し、特に、日本俾給生活者組合評議会執行委員として、サラリーマンの生活向上のために挺身努力されました。

昭和三年、中外商業新報社を退かれた後も、当時の困難な事情のもとで、ときには法に触れながらも幾多の苦難を乗り越えて労働運動に献身されたのであります。君の信念に対するひたむきな情熱と忠実な行動は、まことに胸迫るものがあります。(拍手)しかし、その間は、おそらく君の最も苦しい時代だったろうと推察するものであります。

その後は、山口市に帰り、木炭、燃料関係の同業組合等に勤務しておられたが、君の素志はいささかもゆるぐことなく、郷党の青年と談じ、後輩の指導育成にこつこつと他日を期しておられました。

昭和二十年、君は、郷里の人々の厚い信望を得て、山口市會議員に選ばれ、市民生活の向上に貢献し、また、山口県地方労働委員会委員として活躍されました。

かくて、昭和二十八年には、日本社会党に属して、第二十六回衆議院議員総選挙に山口県第二区から立候補し、よく当選の栄冠を得られました。自来、第二十九回総選挙まで連続して四回当選し、十年一月にわたつて本院議員に在職されました。

本院における石村君の活動は多方面にわたつておりますが、特に大蔵委員会の委員及び理事として果たされた君の功績は、われわれの忘れ得ないところでありませう。(拍手)いささか私事に

わたりますが、私の大蔵大臣在任中、塩業整理についての君の該博な知識と理解ある発言は、いまだ記憶に新しいものがござります。(拍手)石村君は、頭の中もかばんの中も数字で埋まつてゐるといわれるほど計数に明るい、非常な勉強家であり、しかも、すぐれた實際の手腕の持ち主として、党派を越えて、同僚議員の深い信頼を集めておられました。(拍手)

日本社会党においても、君の専門的知識と才幹は高く評価され、政策審議会の財政金融部門の主軸となつて政策の立案に携わり、政策審議会財政金融委員長、政策審議会副会長等の要職を歴任されました。君は寡黙の人でありましたが、重要なポイントをとらえての発言は、問題の核心をついて、まことに傾聴すべきものがあり、石村君のことはにはウエイトがあると評判されるほどであり、党の中堅幹部として、大いに将来を嘱望されていたのであります。(拍手)

さらに、日中文化研究所理事、日本国民救援会常任理事等として活躍され、君の存在は、どの分野においてもかけがえのないものであります。(拍手)

石村君は、生来、はでなことを好まず、飾りけのない、素朴な人柄で、かつ、私利私欲のない清廉無比な方でありました。また、かたい信念の士であるとともに、責任感がきつめて強く、一たんみずからに引き受けたことは、文字どおり粉骨砕身、必ずこれをやり遂げるといふ強固な意思の持ち主でありました。(拍手)一たび君と交わるや、何人も君に対して離れがたい愛着を覚え、信頼を寄せ、終生の交わりを

昭和三十八年五月九日 衆議院會議録第二十一号

議員石村英雄君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その文案は議長に一任するの件(議長発議)

議員石村英雄君は、去る四月二十四日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

議員石村英雄君は、かねて九段坂病院において病氣御加療中のところ、去る四月二十四日夕刻逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

議員石村英雄君は、生来、はでなことを好まず、飾りけのない、素朴な人柄で、かつ、私利私欲のない清廉無比な方でありました。また、かたい信念の士であるとともに、責任感がきつめて強く、一たんみずからに引き受けたことは、文字どおり粉骨砕身、必ずこれをやり遂げるといふ強固な意思の持ち主でありました。(拍手)一たび君と交わるや、何人も君に対して離れがたい愛着を覚え、信頼を寄せ、終生の交わりを

昭和三十八年五月九日 衆議院會議録第二十一号

議員石村英雄君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その文案は議長に一任するの件(議長発議)

議員石村英雄君は、去る四月二十四日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

議員石村英雄君は、かねて九段坂病院において病氣御加療中のところ、去る四月二十四日夕刻逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

議員石村英雄君は、生来、はでなことを好まず、飾りけのない、素朴な人柄で、かつ、私利私欲のない清廉無比な方でありました。また、かたい信念の士であるとともに、責任感がきつめて強く、一たんみずからに引き受けたことは、文字どおり粉骨砕身、必ずこれをやり遂げるといふ強固な意思の持ち主でありました。(拍手)一たび君と交わるや、何人も君に対して離れがたい愛着を覚え、信頼を寄せ、終生の交わりを

願わずにはおられなかつたのであります。これは、君の清潔な生活態度と、一見冷静な容貌のもとに隠された他人のためを思ふ厚い情義に打たれたからにはかならないと存じます。(拍手)

石村君は、去る三十六年二月悪性腫瘍の手術を受けられました。そのときは経過も良好で、しばらくの休養の後、元氣を回復し、周囲をほっと安心せしめたのであります。しかるに、君の多忙な議員活動により、昨年暮れ、にわかに病気が再発し、再び入院のやむなきに至りました。その後御家族の手厚い看護と祈りもむなしく、ついに不帰の客となられたのであります。痛恨哀悼にたえない次第であります。

多年にわたる努力によつて積み重ねられた豊富な知識と経験を有しながら、常に表面に立つことを避けつつ、ひたすら世のため人のために働いてこられた君を思ふとき、ほんとうに惜しい人をなくしたという感じがひしひしと胸に迫つてまいります。

(拍手)明治三十六年の生まれといえは政治家としてなお春秋に富む君が、有為の材を抱いてなくなられたことは、御本人にとつてもさぞかしお心残りであつたらうと存じます。今国会の審議も再び活発にならうとするとき、この人材を失つたことは、わが国会にとつて大きな損失であり、ひいては国家のためにもことに痛惜にたえない次第であります。(拍手)

ここに、石村君生前の業績をたたえ、人となりをしるのび、つつしんで御冥福をお祈りいたしまして、追悼のことばをいたします。(拍手)

裁判官訴追委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 裁判官訴追委員が一名欠員となつております。この際、その選挙を行ないます。

○草野一郎平君 裁判官訴追委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、裁判官訴追委員に小松幹君を指名いたします。

裁判官訴追委員の予備員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 次に、ただいまの選挙の結果、裁判官訴追委員の予備員が一名欠員となりました。この際、同予備員の選挙を行ないます。

○草野一郎平君 裁判官訴追委員の予備員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられ、その職務を行なう順序は議長において定められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、裁判官訴追委員の予備員に河野密君を指名いたします。

なお、その職務を行なう順序は第三順位といたします。

篠田国務大臣の部内における幼児

営利誘いかい事件及び埼玉県下における女子高校生殺害事件について

○議長(清瀬一郎君) 篠田国務大臣から、部内における幼児営利誘いかい事件及び埼玉県下における女子高校生殺害事件について発言を求められております。これを許します。国務大臣篠田弘作君。

〔国務大臣篠田弘作君登壇〕

○国務大臣(篠田弘作君) 最近、相次いで発生し、世間の注目を浴びております二つの事件につきまして、特に、この機会に事案の内容と捜査の概要について報告いたします。

まず第一は、部内台東区において発生いたしました幼児営利誘拐事件であります。これは、去る三月三十一日午後六時ごろ、台東区立入谷南公園内で遊んでおりました四歳になる村越吉展ちゃんが行く不明になった事件であります。

同日午後八時十分ごろ家人から下谷北警察署に對し、迷子としての届け出がありましたので、同署におきましては直ちに部内各警察署に手配し、同人の発見につとめました。発見するに及ばなかつたのであります。

翌四月一日に至りまして、四囲の状況を判断いたし、誘拐の疑いがあると認め、警視庁本庁から捜査員を応援派遣し、幼児誘拐事件として捜査を開始したのであります。

その後四月二日から被害者宅に恐喝的内容を含む電話が連日十数回かかってきたのであります。同月七日に至る間、同一人と思われる男が九回にわたり身のしろ金五十万円を要求してまいりましたので、この電話の男を容疑者と判断し、これに捜査を集中したのであります。その間犯人は三回にわたる、現金引き渡し場所を指定してき

たのであります。これらの場合にはいずれも犯人を特定し得るような状況にはなかつたのであります。

その後四月七日午前一時二十五分ごろ、九回目の電話で「被害者宅から約三百メートル離れた昭和通りの品川自動車株式会社の横に駐車している小型貨物自動車の荷台に子供のくつを置くから、母親が一人で来て、そこに金を置いて帰れ。子供は金を受け取つてから一時間以内に返す場所を指定する。これが最後だ。」という旨を述べたのであります。

当時被害者宅には、捜査員六名が待機しておりましたので、母親が自動車を出発すると同時に裏手から現場に急行したのであります。母親の到着がわずかに早く、捜査員の到着する直前に、置いていった現金五十万円を犯人に持ち去られてしまつたのであります。

その後犯人から被害者方に対する電話はありませぬ。

そこで、去る四月十九日、それまでの捜査経過とともに吉展ちゃんの特徴等を詳細に発表し、さらに同月二十五日、犯人の恐喝電話の録音を報道機関の協力を得て放送いたしました。広く一般の御協力を期待いたしましたのであります。

これに對しましては、特に全国的に多大の御支援をいただいているところでありまして、この機会に国民の皆さま方に心から感謝の意を表する次第であります。

今後警視庁をはじめ関係警察が一体となりまして本事件の解決に努力いたします所存でございます。

次は、狹山市における女子高校生殺害事件についてであります。これは本年五月一日午後八時ごろ、埼玉県狹山市大字赤坂中田榮作氏から、四女の川越女子高校生入間川分校一年生中田善枝さんが、夕方になつても学校から帰らない上、自宅に恐喝内容の手紙が届けられた旨狹山警察署に届け出があつたのであります。その状況から悪質な営利誘拐の疑いが認められましたので、直ちに極秘裏に捜査を開始したのであります。

文面には、二十万円を五月二日夜十二時に指定場所に持参すれば子供を返すと記載されておりましたので、その間に被害者の姉登美恵さんが指定場所である同市堀兼、雑貨商佐野屋前に行くとともに、捜査員四十名をその付近に張り込ませ、犯人の逮捕をはかつたのであります。

同夜午前零時十五分ごろ登美恵さんの立っている場所より三十メートルぐらゐ離れた茶畑の中から犯人が声をかけ、その後十分ぐらゐにわたつて姿を見せなかつた。こつちへ持つて来い」と再三再四要求したのであります。これに應じなかつたところ、「もう帰るぞ」と言つて犯人の声が続いたので、現場に張り込み中の捜査員は警笛を鳴らして追跡したのであります。ついに犯人を逮捕できなかったものであります。

その後、狹山市内一帯を広範囲に捜索中、五月四日午前十時三十分ごろ、同市入間川の表畑農道に埋められていた被害者の死体を発見したのであります。死体を解剖した結果、死因は扼殺であり、さらに暴行されている事実及び死亡時刻は食後三時間ぐらゐであることが判明したのであります。した



度上の根拠というものはないのであります。ありとすれば、それを明示していただきたい。ほとんど無過失責任に近いものであつても、内閣総理大臣は警察行政の第四次目の責任があることは制度上明らかである。その人が責任がない、こう言ふ。ところが、責任がどうも制度上から出てこない公安委員長が責任を負ふ、こう言ふ。まるでこれは逆な話ではないかと思ふのであります。ちょうど淺沼事件のときに、山崎国家公安委員長をやめさせたが、これは内閣に対する責任の追及の防波堤にしたのだといわれたゆゑもここから出てくるのであります。

第二点は、先ほども総理に対する質問で出たのであるが、人員配置の問題であります。警視庁の人員配置を例にとつてみれば、本庁において、刑事部、つまり一般犯罪担当は六百五十八名、しかるに公安部と外事課と称するものは寄せる七百七十一名、その他に民主運動、デモ弾圧のための機動隊は千八百三十三名。イギリスの例によれば、こんな公安部だの機動隊というものはない。こんな公安や機動隊を刑事部に回したならば、捜査部に回したならば、警視庁の本庁だけでも二千数百人の増員になるじゃないか。(拍手)東京の二、三の警察署を例にとつても、警視警察では公安係が二十一名、捜査がたつた八名だ。原宿警察では公安が二十三名、捜査が十三名となつておる。もちろんこの数字はわれわれの調査でありますから、責任ある数字につきましても、後日委員会でもお聞きする。大休間違ひのない数字であつて、私は数字にこだわるのではない、ウ

エートをごに置いておるかというところで、その例としてこの数字を出した。これらの状態を改めて、公安の大部分を刑事担当に切りかえるべきだと考へるが、公安委員長の考へを聞きたいのであります。

また、捜査のミスをしきりにわびておられますけれども、それだけでは済まされぬ。結局科学的に訓練された優秀な警察官、熟練工である刑事、充実した設備等を刑事担当に当てる、そのためには犯罪捜査に携わる刑事の待遇を改善しなければならぬと考へるのであります。今回刑事の待遇はまことに私は貧弱だと考へる。そして責任だけは彼らに負わせることは相ならぬと思ふ。これは国民の生命、身体、財産が大事であればあるほど、第一線に活動しておられます。こういう犯罪捜査の重責に当たつておる人々には、特別な待遇をやつてしかるべきである。これに對しますところの国家公安委員長の御答弁を伺います。なお、この点については総理大臣の御意思も承りたいと思ひます。

次に、法務大臣に對し質問いたします。第一点は、法務大臣は、新聞による昔の戸口調査制度を考慮しておるといふふうに見える新聞記事がありました。そんなことがないならぬのでよろしくごいさいます。新聞に出ておるからお尋ねするのであります。戸口調査のごときは警察非民主化の一つであります。人権問題等もからむ問題のある点であります。だから、戦後これは廃止された。そういうこと、その力を免れる手段として、何か住民の協力なことを言つておられますが、こ

れがまたなかなか大問題で、へたをやると、これは全部選挙運動をやることになつておられます。悪用されるおそれが十分あります。また、お互いに住民同士の不信感を高めるようなことにもなるのであります。イギリスの警察制度を研究してあります研究書としてたゞ一つと思われまふところの高橋雄材氏の「英國警察制度論」を讀んでみまふと、英國においては、一八八〇年までやつておつた戸口調査を廃止してしまつておる。英國の警察官は政党活動と全く關係なくなつておるが、戸口調査の廃止がそれに役立つと書かれておるのであります。住民の協力を求めるというが、戸口調査の役割を住民に肩がわりさせようとする意思とも思われるが、これらのごとくに對して法務大臣の御答弁をいたしたいのであります。

第二点は、法務省には法務総合研究所というものが設置されているはずであります。こういう今回の誘拐事件のようなことに対して、どういふ研究をしておられるか。欧米では、誘拐事件などについては詳細な研究があるわけでありまふ。こういうことについて、法務総合研究所は何らかの成果をあげ、これを第一線に活動している警察官あるいは検察官に提供しておるかどういふか、この研究の詳細を発表していただきたい。

第三点は、この誘拐等の犯罪に對して科刑を重くする意思があるがごとき報道せられておられますが、はたしかかような処置をおとりになるのかどうか。おとりになるとすれば、これは普通刑法犯の中に入れるのであるか、単独立法というお考えである

か、現在の御意見を承りたいと思ふのであります。最後に、総理大臣及び篠田国家公安委員長に次の点を明らかにしていただきたいと思ひます。

まず吉展ちゃん事件につきまして、吉展ちゃんはいまでも生存しておられるかどうか。これは神さまでなければわかりません。わかりませんが、警察の見込みとして、生存しておるものと見ておられるかどうか。生存しておるとすれば、犯人逮捕も大事であります。この吉展ちゃん自身を助け出す何か具体的な方法を考へておられるかどうか。また、犯人の逮捕の見込みは一体お立ちになつておられるかどうか。国民はまるで五里霧中になつておる。篠田国家公安委員長は、大いに努力すると言つておられるのであるが、それが雲をつかむような話であるのであるが、何かちゃんと根拠があつて、そういう話をされておるのであるかどうか、それを具体的に伺ひたい。

善哉さん殺しについても、犯人の逮捕が何か目途に迫つておられるような発表がございませぬ、そういう発表を聞いてから相当時間がたつておるが、さつぱりわからぬ。一体これもその見通しはどうであるのか。これは国民が聞きたくつておるところでありますから、この機会に真相を発表していただきたいと思ひます。

しておる。そこで一体、本事件発生後、警察はこの種の事件を予防するためにいかなる具体的な措置をおとりになつたのであるか、また、今後このよりの不幸な事件の発生を防ぐためにいかなる措置をとろうとするのであるか、総理大臣はまたいかなる指示を下僚にして指導されておられるのか、その点につきましても、国民の安心のできるような御答弁をいただきたいと存じます。

以上であります。(拍手)  
○國務大臣(池田勇人君) 答へいたします。

警察法上、内閣総理大臣の所轄のもとに国家公安委員会を置いておられます。警察行政の主任大臣といたしましては、内閣総理大臣が主任大臣でございます。しかし、御承知のとおり、警察行政の政治的中立性を確保するために、国家公安委員会に独立した強い権限を与えておるのであります。したが

いまして、政治的中立性のために、警察行政につきましても内閣総理大臣は指揮監督権がございませぬ。したが、責任は内閣総理大臣に對する法律上の責任は第七十二条の規定によつて、先般猪俣氏は、引用して内閣総理大臣に法律上の責任があるかのごとき議論をされたことがございませぬが、その当時お答えしたとおり、行政機関として独立の権限を国家公安委員会に認めておられます以上、法律上の責任はないと解釈しております。しかし、内閣総理大臣は、一般行政につきましてもの広い意味の責任はございませぬ。法律上でなし



昭和三十三年五月九日 衆議院會議録第二十一号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

次に、第三回の誘拐事件の刑罰量刑の引き上げについて考へておるかといふ点であります。この種の悪質な犯罪の法定刑というものが諸外国と比較いたしまして非常に軽いと考へておりますので、刑法改正準備草案の中にはこれを盛り込んでおるのであります。しかしながら、法制審議会にこれを提案いたしましたも、実は相当な期間がかかると思われますので、この問題は、刑法一部改正でいくか、あるいは臨時措置法のものとするかというところを目下検討をいたしております。成案が得られましたならば、できるだけ早い機会に提案をして御審議をいたしたい、かように考へておる次第でございます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて質疑並びにこれに対する答弁を終わります。日程第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○議長(清瀬一郎君) 日程に入りませう。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

右 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案 昭和三十八年三月二十日 内閣総理大臣 池田 勇人

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

第十四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。第十四条 削除

第十五条を次のように改める。(特別給付金の支給) 第十五条 政府は、第二条第一号に掲げる者に該当する労働者であつて、政令で定める期間以上在職したものが、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小若しくは予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合に、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職を余儀なくされた者若しくはその遺族に対し、特別給付金を支給することができる。

第二条第一号に掲げる者に該当する労働者が前項に規定する理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合において、その者が当該労働者として在職した期間の次に次の各号に掲げる者として在職したことがあるときは、前項の規定の適用については、それらの者としての在職期間を当該労働者としての在職期間に合算した期間を当該労働者としての在職期間とみなす。

一 第二条第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる者に該当する労働者

二 前号に掲げる者に準ずる労働者として政令で定める者

三 前項の在職期間の合算は、第二条第一号に掲げる者に該当する労働者としての在職期間及びその期間の前の同項各号に掲げる者としての在職期間が、いずれも前後引き続いている場合に限り行なうものとする。

四 第二項各号に該当する者として在職した者が、当該在職の在職期間の終了の日又はその翌日(当該翌日及びこれに引き続く日が政令で定める勤務を要しない日であるときは、当該勤務を要しない日の翌日)に同項各号に掲げる者となつたものであるときは、その前後の同項各号に掲げる者としての在職期間は、引き続いたものとみなす。

五 第三項に定めるもののほか、在職期間の合算に關して必要な事項は、政令で定める。

第十六条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前条第一項」に改め、同項を同条とする。

第十七条第一項中「第十四条又は前条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「又はこれに相当する労働者であつて政令で定める者」を削る。

第十八条第二項第二号中「旧政府雇用労働者、旧諸機關雇用労働者又は第二条」を「第二条第二号に規定する契約に基づき国が雇用する労働者、同条第三号に規定する諸機關が雇用する労働者又は同条」に改める。附則第三項中「五年」を「十年」に改める。

附則 (施行期日) 一 この法律は、公布の日から起算する(経過規定) 二 この法律の施行の日の前日までこの法律による改正前の駐留軍関係離職者等臨時措置法(以下「法」といふ)第十四条若しくは第十六条第一項の離職を余儀なくされた者又は業務上死亡した者に係る特別給付金は、なお従前の例により支給することができる。ただし、当該離職を余儀なくされた者の当該離職に係る在職期間が、この法律による改正後の法第十五条第二項の規定により、この法律の施行の日以後における特別給付金の支給に關して、法第二条第一号に掲げる者に該当する労働者としての在職期間に合算される場合は、この限りでない。

三 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十八号)の施行前にすでに同法による改正前の法第十四条の規定により離職に係る特別給付金の支給を受けた労働者に対し、当該特別給付金の支給の基礎となつた在職について、この法律による改正後の法第十五条の規定によりさらに特別給付金を支給することができる場合には、当該すでに支給した特別給付金は、この法律による改正後の同条の規定による特別給付金の内払とみなす。

理由 駐留軍関係労働者の離職の状況にかんがみ、駐留軍関係離職者に対する特別給付金の支給要件を緩和するとともに、同法の有効期限を五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事藤原節夫君。

〔藤原節夫君登壇〕 藤原節夫君 たいい議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案の要旨は、第一に、特別給付金を支給することのできる駐留軍関係離職者等の範囲を、昭和三十三年六月二十二日に在職していた者に限ることなく、駐留軍関係労働者として一定期間以上在職した者のすべてとし、その在職期間の計算については、従来政令で定められていたものを法定すること、第二に、本法の有効期限を五年間延長することなどあります。

本案は、去る三月二十日日本委員会に付託され、二十八日政府より提案理由の説明を聴取し、五月七日質疑を終了、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

七二〇

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもって散会いたします。午後三時三十二分散会

出席閣僚大臣

- 内閣総理大臣 池田 勇人君
- 法務大臣 中垣 國男君
- 国務大臣 篠田 弘作君
- 出席政府委員
  - 内閣法制局長官 林 修三君
  - 総理府総務長官 徳安 實藏君

○明詔を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る四月二十六日、本院は日本銀行政策委員会委員に大久保太三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、去る四月二十六日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

- 内閣官房内閣審議 松水 勇
- 室長兼内閣総理大臣官房審議室長
- 経済企画庁長 村上幸太郎
- 長官官房長 宮下 明義
- 公安調査庁次長

大蔵大臣官房長 谷村 裕

日本専売公社監理官事務取扱 片桐 良雄

大蔵省主計局長 佐藤 一郎

大蔵省主計局次長 中尾 博之

大蔵省主計 澄田 智

大蔵省主税局長 江田 穰

大蔵省関税局長 泉 美之松

大蔵省理財局長 吉岡 英一

大蔵省管財局長 江守堅太郎

大蔵省銀行局長 高橋 俊英

大蔵省為替局長 渡邊 誠

運輸省鉄道監督局長事務取扱 岡本 悟

一、去る七日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、七日議長において承認した木戸四夫外八名(佐藤光夫を除く)を同日第四十三回国会政府委員に任命した旨、また同日(農林大臣官房予算課長)太田康二の第四十三回国会政府委員を免した旨の通知を受領した。

(政府委員自然消滅通知受領)

一、去る一日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、次の政府委員はそれぞれ自然消滅になつた旨の通知を受領した。

農林大臣官房長 林田悠紀夫

農林省農地局長 任田 新治

農林省蚕糸局長 昌谷 孝

農林省園芸局長 富谷 彰介

林野庁長官 吉村 清英

一、去る六日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、次の政府委員はそれぞれ自然消滅になつた旨の通知を受領した。

科学技術庁長官 木戸 四夫

官房会計課長 谷 盛規

外務大臣官房長 谷 盛規

米山 恒治君 中山 マサ君

松田 鐵藏君 山村新治郎君

一、去る八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

社会労働委員

龜岡 高夫君 飯谷 忠男君

米山 恒治君 中山 榮一君

中山 マサ君 松田 鐵藏君

米田 吉盛君 山村新治郎君

農林水産委員

中山 マサ君 松田 鐵藏君

山村新治郎君 龜岡 高夫君

龜岡 高夫君 飯谷 忠男君

府との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるとの件

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるとの件

一、去る八日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるとの件

(議案受領)

一、去る七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

スーパーマーケット法案

(議案付託)

一、去る一日、委員会に付託された条約は次の通りである。

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定及び千九百五十四年十一月五日にラングリンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五條I a IIIの規定に基づくビルマ連邦の要求に関する議定書の締結について承認を求めるとの件(条約第二〇号)

外務委員会 付託

一、去る一日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

昭和三十八年五月九日 衆議院會議録第三十一号 議案に関する報告書

一、昨日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めの件(条約第三三三号)(予)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

近畿圏整備法案(内閣提出第一四七号) 建設委員会 付託

一、去る七日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

スーパーマーケット法案(向井長年君提出、参法第三〇号)(予) 商工委員会 付託

(議案撤回)

一、去る七日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十九名提出)

(議案撤回通知)

一、次の議案は、去る七日、委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十九名提出)

一 議案の要旨及び目的

本案は、法制定当時から事情の変化及び最近における駐留軍関

係労働者の離職状況にかんがみ、実情に即した改正を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 特別給付金を支給することのできる離職者の範囲を、昭和三十三年六月二十二日に在職していた労働者に限ることなく駐留軍関係労働者として、一定期間以上在職した者のすべてとする

ことに改め、かつその在職期間の計算について従来政令で定めていた在職期間の合算に関する事項を法定すること。

2 本法の有効期間を五年から十年に改めること。

3 期間延長に伴い、特別給付金の支給についての経過規定を設けること。

なお、施行期日は公布の日とする。

二 議案の可決理由  
本案は、駐留軍関係労働者の特殊事情にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費として、約九千九百五十万円が、昭和三十八年度一般会計歳出予算に計上済みである。

右報告する。

昭和三十八年五月七日

内閣委員長 永山 忠則  
衆議院議長 清瀬 一郎殿

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月二十七日

定価 一部 十五円  
（送料別）  
行所 東京港区赤坂英町二番地  
大蔵省印刷局 電話 東京 六〇一  
官